

【注】 この判決要旨は、判決書ではなく、正確性よりも分かりやすさを優先して表記しています。判決の正確な内容については、当審判決書を御参照してください。なお、用語は、当審判決書本文中の略称表記、又は別紙2「略称一覧表」に依っています。

平成30年3月14日午後3時判決言渡 101号法廷 東京高等裁判所第10民事部
平成24年(ネ)第8328号損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成20年
(ワ)第13069号、東京地方裁判所平成22年(ワ)第15292号)
裁判長裁判官 大段亨 裁判官 小林元二 裁判官 河村浩
1審原告ら [] ほか353名 1審被告国 1審被告 [] 株式会社ほか41社

判決要旨

1 当審判決の骨子

(1) 事案の概要

1審原告らは、建設作業従事者であった者(労働者、一人親方又は個人事業主(一人親方等))ないしその相続人であり、1審被告企業らは、石綿含有建材を製造又は販売していた株式会社ないしその地位を承継した株式会社42社である。

本件は、1審原告ら(原判決当時、337名)が、1審被告国に対し、国賠法1条1項に基づき、被災者一人当たり3850万円(慰謝料3500万円、弁護士費用350万円。相続人による請求の場合は各自の相続分に相当する金額)の損害金及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるとともに、1審被告企業らに対し、民法719条1項前段もしくは後段(後段については、類推適用を含む。)又は製造物責任法3条に基づき、上記と同額の損害金及びこれに対する遅延損害金の各自支払を求める事案である。原審における1審原告らの請求(元本)額総計は、118億1948万9000円である。

(2) 原審の判断

原審は、1審被告国に対し、1審原告ら(労働者のみ)170名に、損害金合計10億6394万2018円及びこれに対する遅延損害金を支払うよう命じ、1審原告らの1審被告国に対するその余の請求をいずれも棄却するとともに、1審被告企業らに対する損害賠償請求をすべて棄却した。

(3) 当審の判断(骨子)

1審被告国及び1審原告らの双方から、原判決の各自の敗訴部分につき、控訴がされた

(1審原告らの数は、当審口頭弁論終結時において、断続承継の結果、354名である。なお、1審原告らは、当審において、口頭弁論終結時まで上記請求額を原審より若干減額した。)

当審では、骨子、次のように判断した。

① 1審原告らの1審被告国に対する国賠法1条1項に基づく損害賠償請求

1審被告国に対し、1審原告ら(労働者のみならず、一人親方等を含む。)327名に、損害金合計22億8147万6351円(原審での認容額の一部を含む。)及びこれに対する遅延損害金を支払うよう命じた。

当審で新たに請求が認容された1審原告ら及び当審での認容額が原判決の認容額より増額された1審原告らにつき、これらの1審原告らの1審被告国に対する本件各控訴に基づき、原判決の一部を変更して、請求の一部を認容し、また、原判決の結論と当審での結論が変わらない1審原告ら及び当審での認容額が原判決の認容額より減額された1審原告らにつき、これらの1審原告らの1審被告国に対する本件各控訴をいずれも棄却した。

当審での認容額が原判決の認容額より減額された1審原告らにつき、1審被告国の当該1審原告らに対する本件控訴に基づき、原判決の一部を変更し、請求の一部について原判決より減額して認容し、1審被告国のその余の本件控訴(当審での認容額が、原判決の認容額と同額の1審原告ら、及び原判決の認容額より増額された1審原告らに対する本件控訴)をいずれも棄却した。

② 1審原告らの1審被告企業らに対する民法719条1項又は製造物責任法3条に基づく損害賠償請求

1審原告らの1審被告企業らに対する損害賠償請求については、原審の判断と同様、その請求をいずれも棄却すべきものと判断したので、1審原告らの1審被告企業らに対する主目的控訴及び予備的控訴(当審における遅延損害金の追加請求及び拡張請求を含む。)をいずれも棄却した。

2 当審の判断と原審の判断との違い

(1) 1審被告国の責任について

ア 原審の判断

原審は、吹付工との関係では、昭和49年以降、吹付工以外の屋内で建設作業に従事した労働者との関係では、昭和56年以降、それぞれ労働関係法規に基づく規制権限不行使(吹付工との関係で、防じんマスクの着用義務付けを怠ったこと、吹付工以外の屋内作

業者との関係で、防じんマスクの着用、製品等への警告表示、事業場への警告掲示の義務付けを怠ったこと)につき、違法性を認めて、1審被告国の責任を認めた。

その一方で、原審は、1審被告国の責任の終期については、明確に判断せず、また、①屋外作業を中心に従事していた労働者、②昭和56年より前にしか建設作業に従事していない労働者、③一人親方等との関係では、1審被告国の責任を認めなかった。

原審は、1審原告らが主張するその余の違法事由(石綿の製造等の禁止に関する義務違反)について、これを認めず、また、建築基準法に基づく規制権限の不行使についても、1審被告国の責任を認めなかった。

イ 当審の判断

ア 1審被告国の規制権限不行使の責任の内容及び責任の存続期間

当審は、原審の判断と同様、1審被告国の労働関係法令に基づく規制権限の不行使(石綿の管理使用を前提とする規制権限の不行使)の違法性を認めるものである。この点についての当審の判断は、次のとおりである。

吹付工を含む屋内作業者について、昭和50年10月1日(昭和50年改正特化則施行日)以降平成16年9月30日(平成15年改正安衛令施行日前日)までの間(本件責任期間)、1審被告国(労働大臣等)は、事業者に対し、防じんマスクにつき、直接的かつ明確な規定をもって着用を義務付けること及び石綿含有量が重量比で5%以下のものを含めて、建設現場における警告表示(掲示)の内容につき、具体的記載を義務付けること、建材メーカー等に対し、石綿含有量が重量比で5%以下のものを含めて、石綿含有建材への警告表示の内容につき、より具体化して表示するよう指導すること、以上について、1審被告国の規制権限不行使は違法であると認めた。

当審は、原審の判断とは異なり、原審が1審被告国の責任を認めなかった者のうち、昭和56年より前にしか建設作業に従事していない者でも、昭和50年10月1日以降に就労していれば、作業従事期間に応じた1審被告国の責任(後記(3)イ(イ)参照)を認め、また、一人親方等についても、1審被告国の本件責任期間内における責任を認めた(後記(イ)参照)。

その一方で、当審では、屋内作業以外の作業(屋外作業)に従事していた者に対する関係での1審被告国の責任及び1審原告らが主張するその余の違法事由(集じん機付き電動工具の使用義務付け等及び石綿の製造等の禁止に関する義務違反)については、これらをいづれも認めなかった。

イ) 一人親方等に対する1審被告国の責任について

この点については、次のように判断した。

労働安全衛生法(安衛法)における有害物の規制や職場環境の保全に係る規定の趣旨・目的は、快適な作業環境の形成を促進する(安衛法1条)という観点から労働者以外の者も含めて保護する点にあるものと解され、このような安衛法の趣旨・目的に加えて、上記の安衛法の趣旨・目的を共通にする労働者災害扶助法、労働者災害扶助責任保険法、昭和40年改正労災保険法(労災特別加入制度)が、労働者以外の者も保護対象としてきたことを斟酌し、さらに、一人親方等が、建設現場において重要な地位を占めているという社会的事実、一人親方等の侵害される利益の内容及び性質(生命、身体及び健康上の利益)をも併せ考慮すると、安衛法に基づく労働者に対する規制権限の不行使が違法となる場合、労働者とともに建設現場において、石綿粉じん曝露作業に従事する一人親方等で、労働者に保護される利益と同等の内容を持つ者(労災保険特別加入制度の加入資格を有する者)の利益は、国賠法1条1項の適用上、法律上保護される利益に当たるものと解するのが相当である。

したがって、1審被告国(労働大臣等)は、労災保険特別加入制度への加入資格を有する一人親方等の関係でも、労働者に対する警告表示に関する規制を通じてその効果を間接的に及ぼすべき法的義務を負い、その法的義務違反による一人親方等の利益侵害は、1審被告国の本件責任期間において、国賠法1条1項の適用上違法であると評価することができる。

(2) 1審被告企業らの民法719条1項に基づく責任について

ア 原審の判断

1審原告らは、原審では、民法719条1項に関して、関連共同性に基づく共同不法行為の主張及び加害者不明の共同不法行為の主張をしていたところ、原審は、1審被告企業ら(ただし、主として屋外で用いられる建材を製造等した1審被告企業らを除く。)の警告義務違反の過失を認めたものの、共同不法行為に関する上記主張をいづれも認めなかった。

イ 当審の判断

ア) 1審原告らの当審における主張の整理

1審原告らは、原審で主張していた、間接曝露等を含む関連共同性に基づく主張を主位的控訴として主張し、当審において、直接曝露による関連共同性に基づく主張及び行為の

危険性に基礎を置く加害者不明の共同不法行為に関する主張を、①「直接取扱い建材」¹⁾による予備的控訴と、②「主要曝露建材」²⁾による予備的控訴とに分け、整理して主張をした（一部の1審原告らについては、当審において、遅延損害金を追加請求又は拡張請求した³⁾）。

イ) 主位的控訴についての判断

当審では、主位的控訴については、原判決を引用し、原審の判断と同様、その主張について、理由がないものと判断した。

ロ) 予備的控訴（当審における遅延損害金の追加請求及び拡張請求を含む。）についての判断

まず、「直接取扱い建材」による予備的控訴については、1審原告らにおいて、被災者らが石綿粉じん⁴⁾に曝露したと主張する建設現場を時期及び具体的場所で特定して、1審被告企業らの加害行為の一体性を主張・立証すべきであるところ、国交省データベースにより特定された「直接取扱い建材」は被災者らが現実に取り扱った建材を具体的に特定するものではないから、これをもって、1審被告企業らの加害行為の一体性が基礎付けられるものとはいえず、1審原告らの「直接取扱い建材」に係る主張は採用することができない。

次に、「主要曝露建材」による予備的控訴についての判断は、次のとおりである。

国交省データベース構築の目的は、あくまでも、解体工事等の際に石綿含有建材の使用等を簡便に把握する点にあり、それ以外の目的に国交省データベースの掲載情報を利用する場合には、情報の正確性は保証されておらず、現に、国交省データベースに登録されていない多くの企業が存在し、しかも、国交省データベースに掲載されている情報は、すべての建材を網羅していないし、一般的に市場に流通している建材のみが登録されているものでもなく、また、誤った情報が登録され、それがその後、訂正・削除されたり、不正確な情報が記載されているのに、訂正・削除されないまま放置されたりしているものがあると認められる。

「主要曝露建材」による予備的控訴として、1審原告らが主張する択一的競合の類型

¹⁾ 国交省データベース（国交省と経産省が、我が国で製造又は販売されてきた石綿含有建材の調査を行い、製造企業や製造期間等をインターネット上で公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」の掲載情報等を基礎として、被災者らが建設作業に従事する際、被災者らの職種に応じて、直接に取り扱い、そのため石綿粉じん⁴⁾に曝露し、結果発生に強く寄与したことが推認されると1審原告らが主張する石綿含有建材。

²⁾ 前掲注（1）の「直接取扱い建材」のうち、被災者らの職種ごとに、その職種において想定される作業内容と石綿粉じんへの曝露機会を踏まえて、当該職種の建設作業従事者の石綿関連疾患発症の主要な原因となつたと1審原告らが主張する石綿含有建材。

（共同行為者のうちの誰かが結果を生じさせたことは明らかであるが、誰が結果を生じさせたのかは分からない場合の類型。民法719条1項後段の適用）では、国交省データベースの前記の正確性の問題点に加え、他の建設作業従事者が発生させた石綿粉じん⁴⁾に間接的に曝露する可能性を考慮に入れると、共同行為者以外に加害者となり得る者が他に存在しないことが証明されているとはいえず、共同行為者のうちの誰かが結果を生じさせたことが明らかであるとはいえないことになるので、択一的競合の類型に関する1審原告らの上記主張は採用することができない。

「主要曝露建材」による予備的控訴として、1審原告らが主張する重合的競合の類型（複数の行為が被災者らの従事する建設現場に到達し、相加的に累積して被害を発生させている場合の類型。民法719条1項後段の類推適用）では、1審原告らは、国交省データベースの掲載情報を基礎として、1審被告企業らのシェア（1審被告企業らが製造又は販売する建材が、その建材市場において占める割合）を踏まえて、製品の製造期間と就労期間の重複、建設現場数等を考慮に入れて共同行為者を特定し得る旨主張する。しかし、国交省データベースの前記の正確性の問題点に加え、1審原告らが提出する資料のみでは、1審被告企業らのシェアを的確に認定し得ないものであること等からすれば、1審被告企業らの製造又は販売に係る石綿含有建材が被災者らの従事する建設現場に現実⁵⁾に到達したことが証明されているとはいえないから、重合的競合の類型に関する1審原告らの上記主張は採用することができない（当審では、以上の判断を通じて、1審被告企業らの過失については、基本的に判断していない。）。

③ 1審被告国に対する関係での1審原告らの損害額について

ア 原則的慰謝料額の基準

当審は、1審原告らの慰謝料の基準として、①じん肺管理区分管理2で合併症のある者は、1300万円、②管理3で合併症のある者は、1800万円、③肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水又は管理4の者は、2200万円、④石綿関連疾患により死亡した者は、2500万円とした。この基準は、基本的に、原審の判断と同様である（当審の判断は、原審の判断基準の上記③に良性石綿胸水を加えたものである。）。

イ 修正要素

ア) 前記アの額の3分の1に減額

1審被告国が安衛法関係において定める規制は、あくまでも労働災害防止のための最低基準であり、労働者の安全の確保は、基本的には事業者の責任において行われるべきもの

であるから、1審被告国の責任は、これを補完する二次的なものであると解され、原審の判断と同様、1審原告らの損害額の3分の1の金額の限度で1審被告国は責任を負うにとどまるものとした。

(イ) 期間減額

原審は、各被災者の職務従事期間が、職業曝露期間（中皮腫が1年以上、肺がん及び石綿肺が10年以上、びまん性胸膜肥厚が3年以上）に満たない場合、中皮腫に罹患した被災者を除き、不足する期間1年ごとに10%ずつ（びまん性胸膜肥厚に罹患した者については、3分の1ずつ）損害額を減額した。

しかし、当審では、期間減額自体は認めるものの、職業曝露期間を満たしていない被災者（肺がんに罹患した者）については、一律10%の減額とした。

(ウ) 肺がんへの喫煙の寄与に基づく減額

肺がんの被災者については、喫煙歴を考慮し、原審の判断と同様、一律10%の減額とした。

以上